

京都市上下水道局告示第52号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年11月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市南区吉祥院池田町3番1

大和エンジニアリング株式会社

代表取締役 山本 尚樹

2 変更事項（代表者及び営業所の変更）

藤本 一則から山本 尚樹に変更

京都市南区上鳥羽南中ノ坪町118番地から京都市南区吉祥院池田町3番1に変更

（上下水道局下水道部管理課）